

第 4 4 号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 1 3 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和 3 6 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「次条第 2 項において」を「以下」に改める。

附則に次の 5 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 6 給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日以後の労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日（以下「支給対象日」という。）について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。ただし、支給対象日の初日が令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日以後の市長が定める日までの期間に属する場合に限る。
- 7 傷病手当金の額は、1 日につき、支給対象日の初日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2

に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。

- 8 傷病手当金の支給期間は、支給対象日の初日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と他の法令による給付との調整）

- 9 附則第6項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例の規定は、令和2年1月1日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給するため必要があるからである。